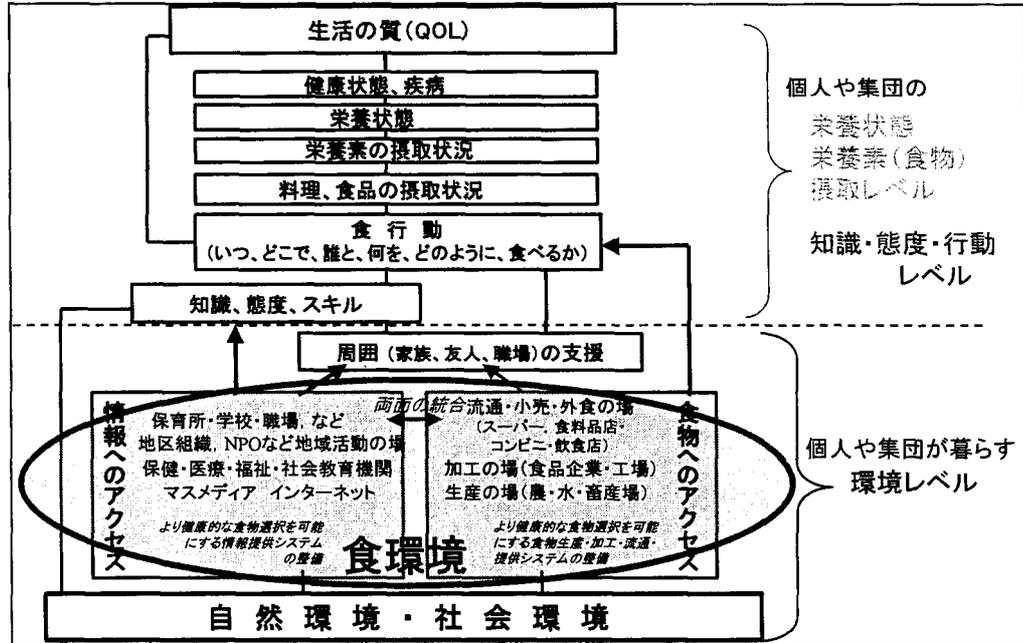


# 健康づくりのための食環境整備に関する検討会報告書(抜粋)

(平成16年3月)

## 健康づくりと食環境との関係



(「健康日本21」栄養・食生活分野 付録1「栄養・食生活と健康、生活の質などの関係について」を基に作成)

## 食環境整備に関する施策、資源、ツール、取組の現状

取組み	情報へのアクセス より健康的な食物選択を可能にする情報提供システムの整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆学習・相談の場の提供 (地域、学校、職場、遊園地、など)</li> <li>◆マスメディアによる情報提供</li> <li>◆ホームページによる栄養成分表示等の情報提供</li> </ul>	両者の統合が必要 ◆外食・給食メニュー等への栄養成分表示 ◆(健康に配慮した食物と情報が得られる施設)の設営・開設	食物へのアクセス より健康的な食物選択を可能にする食物生産・加工・流通・提供システムの整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆栄養管理された給食の提供</li> <li>◆健康に配慮したメニュー(ヘルシーメニュー)の提供</li> <li>◆乳幼児期～高齢期までライフステージに応じた食事・食物の提供</li> <li>◆食品への栄養素の強化等</li> <li>◆食品ロスの少ない食事・食物の提供</li> </ul>
	ツール (学習教材・媒体) Tool	食事摂取基準 6つの基礎食品群 (Food Guide)	食品成分表
資源 Resources	管理栄養士・栄養士 調理師 食生活改善推進員 ヘルスサポーター …… 関連団体・機関: 健保組合, 国保中央会, 日本栄養士会, 日本食生活協会, …… 全国飲食業生活衛生同業組連合会, 日本フードサービス協会, マスメディア, 民間企業, NPO, NGO …… (独) 国立健康・栄養研究所などの研究機関, 学術団体, 大学 ……		
施策 Policy	外食栄養成分表示ガイドライン 食品の栄養表示基準 特定給食施設の栄養管理基準 等 21世紀の栄養・食生活あり方検討会報告 健康日本21 健康増進法		

## 食料・農業・農村基本計画の見直しについて

新たな食料・農業・農村基本計画については、食料・農業・農村政策審議会において検討が行われており、16年3月に閣議決定される予定である。

- 15年12月 食料・農業・農村政策審議会  
・基本計画変更についての諮問
- 16年1月～ 食料・農業・農村政策審議会企画部会  
・諮問の際に大臣から重点として指示のあった3課題(担い手・農地制度の改革等を中心に議論)
- 16年8月 中間論点整理  
9月～ 食料・農業・農村政策審議会企画部会  
① 食料自給率目標等政策課題の目標  
② 食の安全・安心の確保等の諸施策  
③ 中間論点整理において今後詰めるべきとされた主要課題の具体像について議論
- 17年3月 食料・農業・農村政策審議会  
・新基本計画の答申  
閣議決定

## ＜参考＞

食料・農業・農村基本法（平成十一年七月十六日法律第百六号）抜粋

## 第一節 食料・農業・農村基本計画

第十五条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
  - 二 食料自給率の目標
  - 三 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 四 前三号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 前項第二号に掲げる食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。
- 4 基本計画のうち農村に関する施策に係る部分については、国土の総合的な利用、開発及び保全に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 5 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。
- 6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 政府は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。
- 8 第五項及び第六項の規定は、基本計画の変更について準用する。

## 第二節 食料の安定供給の確保に関する施策

## （食料消費に関する施策の充実）

第十六条 国は、食料の安全性の確保及び品質の改善を図るとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の衛生管理及び品質管理の高度化、食品の表示の適正化その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資するため、健全な食生活に関する指針の策定、食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

## 食料・農業・農村基本計画（抜粋）

## 2 望ましい食料消費の姿

## (1) 食料消費に関する課題

我が国の食料消費は、所得水準の向上等に伴う国民の食生活の多様化及び高度化により、米の消費が減少し、畜産物や油脂の消費が増加するなど大きく変化してきたが、このことが、人口に比べ国土が狭あいで平坦でなく、耕作適地が少ないといった不利な条件を有する我が国において、国内生産がそれに十分対応し得なかったこともあって、食料自給率の低下の大きな要因となってきた。

こうした中で、近年、我が国の食料消費については、米を中心に地域産品も含めた多様な食品をバランス良く摂取する食生活が変化しており、脂質の摂取過多等の栄養バランスの崩れによる国民の健康への影響が懸念されている。また、食品の流通・消費段階においてかなりの廃棄や食べ残しが生じ、食料資源が無駄になるとともに、環境への影響が指摘されており、こうした問題に対する国民の関心も高まっている。

このため、健康で充実し、活動的な長寿社会の実現を目指し、脂質の摂取過多の改善等適正な栄養バランスの実現を図るとともに、食料資源の有効利用、環境への負荷の低減といった観点から、食品の廃棄や食べ残しを減少させることが、食料消費に関する重要な課題となっている。

食料消費については、消費者、食品産業の事業者その他の関係者がこれらの課題についての理解を深め、食生活の見直し等に積極的に取り組む必要がある。

## (2) 望ましい食料消費の姿

近年の食料消費のすう勢によれば、食料消費が量的にはほぼ飽和水準に達している一方、質的には多様化する傾向が続く中で、米の消費の緩やかな減少と畜産物及び油脂の消費の増加等の傾向が続き、脂質の摂取過多等の栄養バランスの崩れ、かなりの食品の廃棄や食べ残しの発生といった状況が継続するものとみられる。

しかしながら、食料自給率の目標における食料消費については、食料自給率の目標が食料消費の指針としての性格を有することを踏まえれば、単にこれまでの動向が継続した場合のすう勢によるのではなく、消費者その他の関係者が食生活の見直し等に積極的に取り組むことを前提として定める必要がある。

このため、平成22年度における食料消費については、次のように、望ましい栄

養バランスが実現するとともに、食品の廃棄や食べ残しが減少することを前提とする望ましい食料消費の姿を示すこととする。

ア 栄養バランスについては、摂取ベースでの脂質熱量割合を国民の健康の観点から適切な水準であるとされる25%にするという目標に対応して、供給ベースの脂質熱量割合が現状の29%から27%程度に低下すると見込む。

イ 品目としては、脂質を多く含む品目の消費が減少する一方、米を中心とする穀類の消費が堅調に推移し、糖質（炭水化物）の消費が増加すると見込むとともに、カルシウム等微量栄養素及び食物繊維の摂取の増加の必要性から野菜、豆類及びいも類の消費が増加すると見込む。

ウ 食品の廃棄や食べ残しを減少させることについて、国民の理解と関心が高まる中で、ダイオキシン対策関係閣僚会議（平成11年9月28日）で決定された廃棄物の減量化の目標量等を勘案して、近年の供給熱量と摂取熱量の差の約1割が減少し、供給熱量が2,540kcal程度になると見込む。

以上を前提とした平成22年度における主要品目別の食料消費の姿は、第1表のとおりである。

(第1表) 平成22年度における望ましい食料消費の姿

(単位: 万トン、kg)

	平成9年度	(参考) 平成10年度	平成22年度
米	1,011	991	1,008
うち主食用	909 (66.7)	897 (65.2)	906 (66)
小麦	629 (32.4)	622 (32.2)	652 (33)
大麦・はだか麦	271 (0.3)	269 (0.3)	258 (0.3)
甘しょ	114 (4.8)	114 (4.6)	120 (5.4)
馬鈴しょ	409 (16.5)	383 (16.8)	416 (19)
大豆	504	487	511
うち食用	102 (6.6)	102 (6.6)	119 (7.9)
野菜	1,669 (101.6)	1,628 (99.0)	1,725 (108)
果実 (計)	869 (40.6)	807 (37.6)	842 (39)
みかん	139 (6.7)	122 (5.8)	124 (5.9)
りんご	150 (9.1)	134 (8.1)	145 (8.7)
その他の果実	579 (24.8)	551 (23.7)	572 (25)
牛乳・乳製品	1,210 (93.2)	1,202 (92.3)	1,318 (100)
うち 飲用 乳製品	(40.2) (52.8)	(39.3) (52.8)	(41) (59)
肉類 (計)	547 (27.8)	552 (28.0)	534 (27)
牛肉	147 (7.2)	150 (7.3)	166 (8.0)
豚肉	208 (10.2)	213 (10.4)	186 (9.0)
鶏肉	182 (10.1)	180 (9.9)	172 (9.4)
鶏卵	268 (17.6)	264 (17.3)	252 (16)
砂糖	266 <236> (20.6)	258 <230> (20.0)	255 <250> (20)
油脂	286 (14.9)	279 (14.6)	281 (14)
茶	10 (0.8)	8.8 (0.7)	9.7 (0.8)
魚介類	1,136	1,075	1,104
うち食用	838 (35.8)	814 (33.8)	814 (35)
海藻類	21 (1.4)	20 (1.4)	20 (1.3)
きのこ類	48 (2.9)	50 (3.0)	53 (3.1)

(注) 1 上段は1年当たりの国内消費仕向量(万トン)、下段の( )内は1人1年当たりの供給純食料(kg)である。

2 平成10年度の数値については、一部未確定のものが含まれるため、参考として掲げるものである(以下同じ)。

3 砂糖の< >内は、加糖調製品等に含まれる砂糖を除いた数量である。

(参考) 平成22年度における総供給熱量とPFC熱量比(1人1日当たり供給量)

	平成9年度	(参考) 平成10年度	平成22年度
総供給熱量(kcal)	2,619	2,570	2,540
PFC熱量比(%)			
P(たん白質)	13.3	13.4	13
F(脂質)	28.8	28.8	27
C(糖質(炭水化物))	57.9	57.8	60

(注) 第1表の望ましい消費の姿に対応したものである。